

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2020年2月12日
【発行者名】	クローバー・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 多根 幹雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目3番4号 京橋日英ビル3階
【事務連絡者氏名】	田子 慶紀
【電話番号】	03-6262-3921
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	らくちんファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月17日付をもって提出した有価証券届出書（2019年11月22日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、更新すべき事項がありますので本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は、追加部分を示します。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

<訂正前>

##### 2【投資方針】

（前略）

##### （2）【投資対象】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・さわかみファンド
- ・ひふみ投信
- ・コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Accクラス  
(アイルランド籍ユーロ建外国投資法人)
- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託等）に投資する場合があります。

\* 上記は、本書届出日現在の指定投資証券です。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（後略）

<訂正後>

##### 2【投資方針】

主として国内外の投資信託証券を主要投資対象とします。

当ファンドは、以下に示す指定投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・さわかみファンド
- ・ひふみ投信
- ・コムジェスト・グロース・ワールド EUR I Accクラス  
(アイルランド籍ユーロ建外国投資法人)
- ・SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
- ・コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト・エマージングマーケット・ファンド95（適格機関投資家限定）
- ・コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）

また、組入れにあたっては、国内外のETF（上場投資信託等）に投資する場合があります。

\* 上記は、本書届出日現在の指定投資証券です。

\* 当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

（後略）

原届出書の該当箇所に以下の内容を追加します。

< 指定投資信託証券の概要 >

商品分類	追加型投信 / 内外 / 株式 / 適格機関投資家限定
ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
設定日	2020年2月13日
信託期間	無期限
決算日	原則として、12月30日
償還条項	委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または受益権の口数が50億口を下回るようになった場合、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
クローズド期間	なし
当初設定額	100億円を上限とします。
追加信託限度額	1,000億円を限度とします。
投資対象	コムジェスト世界株式 マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	<p>コムジェスト・エス・エー社に外貨建資産の運用指図権限を委託している親投資信託受益証券への投資を通して、主としてわが国および新興国を含む世界中の企業が発行する上場株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</p> <p>親投資信託の受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>原則として、有価証券先物取引等を行いません。</p> <p>原則として、有価証券の貸付は行いません。</p> <p>ただし、資金動向・市況動向等の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引は約款の範囲で行います。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
収益分配時期および分配方法	<p>毎決算時（原則として12月30日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないこともあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	<p>総額：0.88%（消費税抜き）</p> <p>配分（税抜）：</p> <p>&lt; 委託会社 &gt; 年0.57%、&lt; 販売会社 &gt; 年0.28%、&lt; 受託会社 &gt; 年0.03%</p>
申込方法	原則として弊社にて受付けます。
申込期間	<p>当初申込期間：2020年2月12日から2020年2月12日</p> <p>継続申込期間：2020年2月13日以降</p>
申込単位・価格	<p>当初申込期間中の販売価額は、1口 = 1円とします。</p> <p>継続申込期間中の販売価額は買付申込日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>最低投資単位は、10,000円以上1円単位とします。</p> <p>買付代金の受渡しは原則として申込日から起算して3営業日目とします。</p> <p>午後3時までに申込みを受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの銀行の休業日には、受付けは行いません。</p>
販売手数料	なし

一部解約について	原則として弊社にて受付けます。 1口を最低単位として、弊社が定めるものとします。 申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 午後3時までに申込を受付けたものをその日の申込分とします。ただし、ユーロネクスト・パリ、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行およびダブリンの休業日には、受付けは行いません。 当ファンドは買取りを行いません。 一部解約金の受渡しは原則として申込日から起算して6営業日目とします。
信託財産留保金	なし
運用報告書	作成しません。
ファンド監査	あり
販売会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	野村信託銀行株式会社

（後略）

#### 4【手数料等及び税金】

<訂正前>

##### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に従って計算された信託報酬額に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社との間の配分は次の通りとなります。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
年0.990% (税抜0.90%)	年率0.517% (税抜0.47%)	年率0.440% (税抜0.40%)	年率0.033% (税抜0.03%)

・信託報酬は、毎計算期間の3か月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

・信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。

税法が改正された場合は、上記の税額が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。上記「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.55% ± 0.25%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。

ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。

<訂正後>

##### （3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の表に従って計算された信託報酬額に消費税等に相当する金額を加算した金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社及び受託会社との間の配分は次の通りとなります。

信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社

年0.990% (税抜0.90%)	年率0.517% (税抜0.47%)	年率0.440% (税抜0.40%)	年率0.033% (税抜0.03%)
----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

- ・信託報酬は、毎計算期間の3か月毎の終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。
- ・信託報酬に対する消費税等に相当する金額の費用を信託財産は負担します。

税法が改正された場合は、上記の税額が変更されることがあります。

この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。上記「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

なお、ファンドの信託報酬等にファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率等について試算した概算値は、年1.55% ± 0.27%です。但し、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の指定投資信託証券の組入状況等によっては変動します。

ETF等については、ファンド毎に管理報酬が異なるため、想定される組入れファンドの平均値を用いています。

以上